

刈谷市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 4 5 号

刈谷市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市児童福祉法施行細則（平成 1 5 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	「	0	」	を	「	1,100	」	に改
---------	---	---	---	---	---	---	---	----

め、同表備考第 5 項中「における」の次に「母子生活支援施設の徴収額及び助産施設の」を加え、同項第 3 号中「第 1 4 項」を「第 1 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 4 6 号

刈谷市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市身体障害者福祉法施行細則（平成 1 5 年規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

別表第 3 及び別表第 4 中「宿泊型自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市身体障害者福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に提供された就労選択支援に要する費用に係る利用者負担の額の算定から適用する。